

産業標準案の作成及び審議について

産業標準案（以下、JIS 案という。）につきまして、所定の作成審議経過を経て、下記のとおり作成しましたので、当会産業標準作成委員会規程に基づき審議をお願いいたします。JIS 案につきましては、産業標準案作成経過報告書のとおり“JIS 案の必要要件”を満たしていると事務局が判断したことから、産業標準作成委員会にお諮りするものです。

また、委員会において議決された場合には、産業標準化法第 14 条第 1 項（又は第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項）の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、JIS 案及び産業標準案作成経過報告書の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容につきましては、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

記

・ JIS 案

規格番号	規格名称	制定等の別	資料番号
Q14001	環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引	改正	資料 3

以上